

介護老人保健施設(入所)

利用料金等 (1) 基本料金

令和8年9月1日より適用

下記に記載されている加算項目を全て算定するものではありません。
また、個人ごとの身体状況や疾患等により個々に加算させて頂く項目もあります。
加算等は1日又は1回、1月で算定するものがあります。
詳しくは支援相談員へお問い合わせください。

項 目		単位	1割負担の方	2割負担の方
個室	要介護 1	717	717 円	1,434 円
	要介護 2	763	763 円	1,526 円
	要介護 3	828	828 円	1,656 円
	要介護 4	883	883 円	1,766 円
	要介護 5	932	932 円	1,864 円
多床室	要介護 1	793	793 円	1,586 円
	要介護 2	843	843 円	1,686 円
	要介護 3	908	908 円	1,816 円
	要介護 4	961	961 円	1,922 円
	要介護 5	1,012	1,012 円	2,024 円
減算	(「注」参照)			
	身体拘束廃止未実施減算		円	円
	※ 各介護度の基本報酬の10%(2割負担の方はその倍)			
	安全管理体制未実施減算	-5		
	高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100		
	業務継続計画未策定減算	-3/100		
加算	栄養ケア・マネジメント未実施	-14		
	(「注」参照)			
	夜勤体制加算	24	24 円	48 円
	短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	258	258 円	516 円
	短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)	200	200 円	400 円
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240	240 円	480 円
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	120	120 円	240 円
	認知症ケア加算	76	76 円	152 円
	若年性認知症入所者受入加算	120	120 円	240 円
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51	51 円	102 円
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51	51 円	102 円
	外泊時費用	362	362 円	724 円
	外泊時費用(在宅サービス利用)	800	800 円	1,600 円
	ターミナルケア加算			
	死亡日	1,900	1,900 円	3,800 円
	死亡日以前2～3日	910	910 円	1,820 円
	死亡日以前4～30日以下	160	160 円	320 円
	死亡日以前31～45日以下	72	72 円	144 円
	初期加算(Ⅰ)	60	60 円	120 円
	初期加算(Ⅱ)	30	30 円	60 円
	退所時栄養情報連携加算	70	70 円	140 円
	再入所時栄養連携加算	200	200 円	400 円
	入所前後訪問指導加算(Ⅰ)/回	450	450 円	900 円
	入所前後訪問指導加算(Ⅱ)/回	480	480 円	960 円
	退所時等支援等加算			
	試行的退所時指導加算	400	400 円	800 円
	退所時情報提供加算(Ⅰ)	500	500 円	1,000 円
	退所時情報提供加算(Ⅱ)	250	250 円	500 円
	入退所前連携加算(Ⅰ)	600	600 円	1,200 円
	入退所前連携加算(Ⅱ)	400	400 円	800 円
	協力医療機関連携加算(R6年度まで)	100	100 円	200 円
	協力医療機関連携加算(1)(R7年度から)	50	50 円	100 円
	協力医療機関連携加算(2)(R7年度から)	5	5 円	10 円

栄養マネジメント強化加算/日	11	11 円	22 円
経口移行加算	28	28 円	56 円
経口維持加算(Ⅰ)/月	400	400 円	800 円
経口維持加算(Ⅱ)/月	100	100 円	200 円
口腔衛生管理加算(Ⅰ)/月	90	90 円	180 円
口腔衛生管理加算(Ⅱ)/月	110	110 円	220 円
療養食加算/食	6	6 円	12 円
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	140	140 円	280 円
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	70	70 円	140 円
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	240	240 円	480 円
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	100	100 円	200 円
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	239	239 円	478 円
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480	480 円	960 円
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	3 円	6 円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	4 円	8 円
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150	150 円	300 円
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120	120 円	240 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	200 円	400 円
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)/月	53	53 円	106 円
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)/月	33	33 円	66 円
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)/月	3	3 円	6 円
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)/月	13	13 円	26 円
排せつ支援加算(Ⅰ)/月	10	10 円	20 円
排せつ支援加算(Ⅱ)/月	15	15 円	30 円
排せつ支援加算(Ⅲ)/月	20	20 円	40 円
自立支援促進加算/月	300	300 円	600 円
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)/月	40	40 円	80 円
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)/月	60	60 円	120 円
安全対策体制加算(入所中1回)	20	20 円	40 円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)/月	10	10 円	20 円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)/月	5	5 円	10 円
新興感染症等施設療養費	240	240 円	480 円
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	100 円	200 円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	10 円	20 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	22 円	44 円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	18 円	36 円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ		9.0 %	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ		9.7 %	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		8.6 %	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		9.3 %	
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		6.9 %	

※3割負担になる方は、1割負担の方の金額を3倍でご計算ください。

(2) その他料金

他	(「注」参照)		
	食費	1,600 円	
	居住費 多床室	437 円	
	居住費 個室	1,728 円	
	日用品費	150 円	
	冷蔵庫	30 円	
	診断書・各種証明書発行/枚	1,000 円	(税別)
	理美容代		
	衣類等洗濯代(外注)		
	教養娯楽費		
	インフルエンザ予防接種		

協力頂いている医療機関

医療法人玉昌会
独立行政法人国立病院機構
医療法人七徳会
医療法人恵陽会

加治木温泉病院
南九州病院
大井病院
加治木整形外科病院

実費

(1) 基本料金

○ 身体拘束廃止未実施減算

身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況や緊急止むを得ない理由を記録する。

身体的拘束等の適正化のための委員会を設置し3月に1回以上開催するとともにその結果について従業者に周知を図る。

指針を整備し、従業者に対して身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

これらが未実施の場合には減算します。

○ 安全管理体制未実施減算

事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算いたします。

○ 高齢者虐待防止未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を設置し、定期的開催するとともにその結果を従業者に周知する。また、指針を整備し、従業者に対しての研修を定期開催する。

上記措置を適切に実施する担当者を置く。これらが守られない場合には減算します。

○ 業務継続計画未実施減算

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定する。

これらが未実施の場合には減算します。

○ 栄養ケア・マネジメント未実施減算

栄養管理について、厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は減算いたします。

○ 夜勤体制加算

基準を満たす夜勤職員を配置している場合に算定いたします。

○ 短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)

入所日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合であって、かつ入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚労省に提出し、必要に応じて計画を見直している場合に算定します。

○ 短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)

入所日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合に算定いたします。

○ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)

入所者が退所後に生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成した場合。

入所の日から起算して3月以内の期間に限り、1週に3日を限度として算定いたします。

○ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)

医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合入所の日から起算して3月以内の期間に限り、1週に3日を限度として算定いたします。

○ 認知症ケア加算

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の方に対して介護保健施設サービスを行った場合に算定いたします。

○ 若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症入所者に対して個別の担当者を定め、介護保健施設サービスを行った場合に算定いたします。

○ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)(Ⅱ)

算定日が属する月の前6ヶ月間において、退所者のうち在宅において介護を受けることとなった方の割合や、平均在所日数、居宅訪問などの厚生労働大臣が定める基準に適合し、鹿児島県知事に届け出た場合に算定いたします。

○ 外泊加算

月に6日を限度とし、所定単位に代えて、初日と最終日以外に算定いたします。
※7日目以降も外泊され、居室を確保する場合は別途契約し、費用を頂きます。

○ 外泊時費用

上記の外泊期間に当施設が在宅サービスを提供した場合に算定いたします。

○ ターミナルケア加算

医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した場合であって、入所者又はその家族等の同意を得て、ターミナルケアに係る計画が作成され、医師、看護師、介護職員が共同して入所者の状態又は求めに応じ随時説明を行い同意を得てターミナルケアが行われた場合に算定いたします。

○ 初期加算(Ⅰ)

急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し入所した方について、入所日から30日以内の期間に限って算定いたします。
ただし、空床情報について地域医療情報連携ネットワーク等を通じ地域の医療機関に定期的に情報を共有し、当施設のウェブサイトにも空床状況を定期的に公表すると共に急性期医療を担う複数の医療機関の入退院支援部門に定期的に情報共有していることが条件となります。

○ 初期加算(Ⅱ)

入所した当初は施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから入所日から30日間に限って算定いたします。
該当期間内に外泊を行った場合、その期間は算定いたしません。

○ 退所時栄養情報連携加算

厚生労働大臣が定める特別食を必要とする方又は低栄養状態にあると医師が判断した方であって、管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合に算定いたします。

○ 再入所時栄養連携加算

再入所に置いて栄養管理を必要とする方に切れ目なくサービスを提供する観点から、医療機関から当施設への再入所であって特別食を提供する必要がある方に対して実施した場合に算定いたします。

○ 入所前後訪問指導加算(Ⅰ)/1回につき

入所前から自宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画策定及び診療方針の決定を行った場合に算定いたします。

○ 入所前後訪問指導加算(Ⅱ)/1回につき

入所前から自宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目のない支援計画を作成した場合に算定いたします。

○ 試行的退所時指導加算(試行的退所を行った日から3月に限り1月に1回を限度)

退所が見込まれる方をその居宅において試行的に退所させる場合において、試行的な退所時にその方及び家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に算定いたします。

- 退所時情報提供加算(Ⅰ)/1回限度
居宅へ退所する方について、退所後の主治医に対して紹介する場合、入所者様等の同意を得て診療情報、心身の状況、生活歴を示す情報を提供した場合に算定いたします。
- 退所時情報提供加算(Ⅱ)/1回限度
医療機関へ退所する方について退所後の医療機関に対して紹介する場合、入所者様等の同意を得て心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定いたします。
- 入退所前連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)
(Ⅰ)入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者との連携により退所後の居宅等サービス利用方針を定めた場合に算定いたします。
(Ⅱ)入所期間が1ヶ月を超える入所者が退所し、居宅等サービス等を利用する場合において、診療状況を示す文書を添えて必要な情報を提供し、居宅等サービス利用に関する調整を行った場合に算定いたします。
- 協力医療機関連携加算、協力医療機関連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)
協力医療機関との間で、入所者様等の同意を得て、当該入所者様等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催した場合に算定いたします。
- 栄養マネジメント強化加算
入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合に算定いたします。
- 経口維持加算(Ⅰ)/月(該当者のみ)
経口により食事を摂る方であって摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対し、経口維持計画を作成し、医師の指示に基づき栄養管理を行う場合に算定いたします。
- 経口維持加算(Ⅱ)/月(該当者のみ)
経口維持加算(Ⅰ)を算定した上で医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に算定いたします。
- 口腔衛生管理体制加算/月
入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合に算定いたします。
- 療養食加算(該当者のみ)/回(1日3回限度)
疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき療養食を提供いたします。
- かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)/1回のみ
多剤投与されている入所者の処方方針を当施設の医師とかかりつけ医が事前に合意し、その処方方針に従って減薬した場合に算定いたします。
- 所定疾患施設療養費(Ⅰ)(Ⅱ)/月1回
厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に、(Ⅰ)7日間(Ⅱ)10日間を限度として算定いたします。
肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪が対象となります。
- 認知症専門ケア加算(Ⅰ)
入所者総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の方の占める割合が2分の1以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を厚生労働大臣が定める基準以上配置し、専門的なケアを実施している場合に算定いたします。

○ 認知症専門ケア加算(Ⅱ)

上記(Ⅰ)を満たしたうえで、認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施し介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、計画に従い研修を実施又は実施を予定している場合に算定いたします。

○ 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)

入所者様総数のうち日常生活に対する注意を必要とする認知症の方の占める割合が2分の1以上であり、認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を1名以上配置し、かつ、複数の介護職員からなる認知症に対するチーム組み、チームケアの実施やカンファレンスの開催、計画作成や見直しなど定期的に行った場合に算定いたします。

○ 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)

認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、複数人の介護職員からなる認知症に対応するチームを組んだ場合に算定いたします。

○ 認知症行動・心理症状緊急対応加算/入所後7日間

医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した方に対し、介護保健施設サービスを提供した場合に算定いたします。

○ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)/月

(Ⅱ)を満たし、口腔衛生管理加算Ⅱ及び栄養マネジメント強化加算を算定している場合に算定いたします。

○ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)/月

入所者ごとのリハビリテーションマネジメント計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画を見直すなど必要な情報を活用した場合に算定いたします。

○ 褥瘡マネジメント加算/月(3月に1回を限度)

褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合に算定いたします。

○ 排泄支援加算/月

排泄障害等のため、排泄に介護を要する方に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合に算定いたします。

○ 自立支援促進加算(月)

継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合に算定いたします。

○ 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)/月

(Ⅰ)ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況や心身の状況等に基本的な情報を厚生労働省に提出した場合に算定いたします。

(Ⅱ)(Ⅰ)に加えて疾病の状況や服薬情報を厚生労働省に提出した場合に算定いたします。

○ 安全対策体制加算(入所中1回)

外部研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に算定いたします。

- 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)/月
第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応を行う体制を確保し、感染症の発生時等に連携し適切に対応することとする。
感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加する。
このことを実施した場合に算定いたします。
- 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)/月
感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けた場合に算定いたします。
- 新興感染症等施設療養費
厚生労働大臣が定める感染症に入所者が感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行ったうえでサービスを行った場合に1月に1回、連続する5日を限度として算定いたします。
- 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)
(Ⅱ)の条件を満たしたうえで、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取り組みを行った時に算定します。
- 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を開催したうえで見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内毎に1回業務改善取組の効果を示すデータを提出した場合に算定します。
- サービス提供体制強化加算
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合を80%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置したときは(Ⅰ)を算定いたします。
なお、介護福祉士60%以上配置で(Ⅱ)を、介護福祉士50%以上若しくは常勤職員75%、若しくは勤続7年以上の介護職員30%以上配置したときは(Ⅲ)となります。
- 介護職員等処遇改善加算
厚生労働大臣が定める要件を満たしている場合、その内容に応じて利用料金にたいして
(Ⅰ)イ1000分の90相当を加算いたします。
(Ⅰ)ロ 1000分の97相当を加算いたします。
(Ⅱ)イ 1000分の86相当を加算いたします。
(Ⅱ)ロ 1000分の93相当を加算いたします。
(Ⅲ) 1000分の69相当を加算いたします。

(2) その他料金

- 食費・居住費(いずれも1日あたり)
国が定める負担限度額(第1段階から3段階)の利用者の自己負担額については認定証に記載されている負担限度額が上限となります。

平成17年10月1日以降に個室を利用した方であって、次の何れかに該当する方については多床室に係る介護報酬を適用します。

*感染症等により個室利用の必要性があると医師が判断した方

*著しい精神症状等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、個室の利用が必要であると医師が判断した方

○ 日用品費

石鹸・シャンプー・ペーパー類の費用であり、施設で用意するものをご利用頂く場合に加算させていただきます。また、預り金の管理費も含まれます。
(おむつ代は療養費に含まれております)

○ 冷蔵庫

特定の部屋に限り希望者に有料にて貸し出します。台数制限があります。

○ テレビについて

貸し出しのテレビはございません。
個室・2人部屋で設置可能な部屋において、持ち込みを希望される方は申し出ください。
(但し、サイズは概ね19型までとし、ケーブル等の準備・接続・チャンネル調整はご家族でお願いします)

○ 教養娯楽費

趣味や機能訓練の一環として利用者が希望される材料を購入された場合は実費となります。

※ 加治木温泉病院に入院した日もしくは加治木温泉病院から入所した日の日用品費につきましては算定させていただきます。
また、外泊時も居住費は算定させていただきます。

(3) 支払方法

請求書送付先住所とお名前を確認させていただきます。
毎月10日までに前月分の請求書と前々月分の領収書を発行いたします。
お支払い方法は、原則口座引き落としとなり、引き落とし日は21日および27日となります。